

議 案 第 82 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料の額の算定方法等を定めるため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第9項の表都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査の項中

「

非住宅 の部分	300 m <sup>2</sup> 以内のもの	10,100 円	255,600 円
	300 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	28,500 円	407,500 円
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	85,300 円	579,900 円
	5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	135,000 円	711,200 円
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	170,400 円	838,200 円
	25,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	213,000 円	956,800 円

」を

「

非住宅 の部分	300 m <sup>2</sup> 以内のもの	10,100 円	255,600 円
	300 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	28,500 円	407,500 円
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	85,300 円	579,900 円
	5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	135,000 円	711,200 円
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	170,400 円	838,200 円
	25,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	213,000 円	956,800 円
複合建 築物	非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額		

」に

改め、同表備考第1号中「この表」の次に「又は備考第3号若しくは第4号」を加え、同表備考に次の2号を加える。

- (3) 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。次号において同じ。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。同号において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を

除いた面積を審査の対象とするときは、それぞれこの表に定める額から当該共用部分認定費相当額を減じた額とする。

(4) 共同住宅等又は複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の額は、当該建築物について前号の規定により算定した低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の額に100分の50を乗じて得た額とする。

別表第4第11項第2号の表備考第1号中「この表」の次に「又は備考第4号若しくは第5号」を加え、同表備考に次の2号を加える。

(4) 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。次号において同じ。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。同号において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、それぞれこの表に定める額から当該共用部分認定費相当額を減じた額とする。

(5) 共同住宅等又は複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物について前号の規定により算定した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額に100分の50を乗じて得た額とする。

別表第4第11項第3号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の認定の申請に対する審査の項住宅部分の目一戸建ての住宅の節中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)」に、「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)」に改め、同目共同住宅等の節中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び(3)並びにロ(2)及び(3)」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

(1) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅の

みの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。) して、認定の申請の前に申請者に交付した書面

イ 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合性判定通知書の写し及び法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（ウ及びエにおいて「検査済証」という。）の写し

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

エ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に係る法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

オ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（平成28年消費者庁・国土交通省告示第1号）による改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合している場合に限る。）の写し

(2) 共同住宅等又は複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。